

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇奈良県障害者施策推進協議会条例  
の一部を改正する条例 一

### 公布された条例のあらまし

◇奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（障害福祉課）

#### 1 条文の整備

障害者基本法の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 第二十七条第三項 ↓ 第二十四条第三項
- (2) 第二十四条第三項 ↓ 第二十六条第三項

#### 2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については障害者基本法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十号）第二条の規定の施行の日から施行することとした。

### 条例

奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年八月十三日

奈良県知事 柿本善也

#### 奈良県条例第七号

奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一条 奈良県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二条 奈良県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

#### 附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十号）第二条の規定の施行の日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。